

平成26年三重県議会定例会

総務地域連携常任委員会 提出資料

◎議案事項

議案第153号

財産の取得について	1
-----------	---

◎所管事項

1 三重県行財政改革取組について	
(1) 上半期の進捗状況について	2
(2) 「事業改善に向けた有識者懇話会」での意見について	4
(3) 個人住民税特別徴収加入促進について	6
2 法人県民税法人税割に係る超過課税の継続について	8
3 平成26年人事院勧告の概要について	13
4 審議会等の審議状況について	
(1) 三重県公益認定等審議会	14
(2) 三重県公務災害補償等認定委員会	15

(別表1) 平成26年度「三重県行財政改革取組」具体的取組 上半期(4月～9月)実績

(別表2) 事業改善に向けた有識者懇話会(ブラッシュアップ懇話会)有識者からのご意見

平成26年10月9日
総 務 部

◎議案事項

議案第153号

財産の取得について

1 総務事務システム機器一式の取得について

総務事務システムは、これまで本庁では各部局ごと、地域機関では各県民センターや県立学校等に庶務担当者を配置して処理していた職員の給与及び旅費等の総務事務を総務事務センター（通称）において効率的に集中処理をするため、職員が一人一台パソコンで申請処理等をできるよう導入したネットワークシステムです。

現在のシステムは、平成21年10月から6ヶ月の準備期間を経て、平成22年度に運用を開始したもので、平成26年度末までの5年間を運用期間としています。

リース期間が満了する平成26年度末までに、新たな機器を整備し、システム処理が途切れないよう更新する必要があります。

2 調達方法

今回の機器購入については、総務事務システムの運用管理業務と分離して発注し、一般競争入札を実施しました。

また、比較的長期となる6年3ヶ月間機器を運用するため、費用対効果の面から検討した結果、リースではなく購入することとしました。

3 入札結果

入札方法：一般競争入札

入札日：平成26年6月25日

入札回数：1回

参加者数：3者（うち1者辞退）

予定価格：281,299,539円（税込）※入札書比較価格：260,462,537円（税抜）

入札価格：【最低】227,700,000円（税抜）

【最高】278,291,366円（税抜）

契約金額：245,916,000円（消費税及び地方消費税 18,216,000円を含む）
（内訳）

機器購入費用 87,156,000円（税込）

構築・設置費用 10,260,000円（税込）

保守費用（H27.1～H33.3） 148,500,000円（税込）

契約相手方：神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号

富士電機株式会社

代表取締役 北澤通宏

◎所管事項

1 三重県行財政改革取組について

(1) 上半期の進捗状況について

自立した地域経営を実現し、「みえ県民力ビジョン」の着実な推進につなげていくため、「三重県行財政改革取組」に掲げる 52 の具体的取組について、平成 24 年度から全庁を挙げて取り組んでいるところです。

本取組の実施については、具体的取組ごとに「年次計画」を作成し、達成に向け着実に推進していくとともに、毎年度の進捗状況については半期ごとに取りまとめ、県議会への報告並びにホームページなどを通じて県民の皆さんへ公表することとしています。

1 具体的取組の上半期実績

昨年度までに達成済み（40 取組）を除く 12 取組について、上半期（4 月～9 月）実績を別表 1 のとおり取りまとめました。なお、8 月末現在で作成しているため、9 月実績は見込みとなります。

<主な具体的取組の状況>

① 個人住民税の徴収対策の推進（別表 1 番号 13）

平成 26 年度から県内の全市町が法令に基づく特別徴収義務者の指定を徹底していることから、各関係会議や研究会などで市町と協議しながら、円滑な徴収に取り組んでいます。また、制度の理解と浸透等を図るため、県の広報枠を利用した PR や、相談窓口による相談を実施しました。

県による直接徴収の取組として、参加 8 市町からの引受案件の滞納整理を行うほか、より多くの市町と連携していくため、各地域税収確保対策会議で参加を要請しています。

② 県民が納税しやすい環境の整備（別表 1 番号 15）

平成 26 年 5 月 1 日から 6 月 2 日の間、クレジットカード支払専用サイトによるクレジットカード納税を新たに導入しました。この間の利用実績は、7,375 件、297,717 千円でした。

自動車税を含む自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の導入については、各 OSS 関係会議、ワーキンググループ等により検討を実施しています。

③ 多様な財源確保策の導入（別表 1 番号 16）

平成 26 年 10 月からの鈴鹿スポーツガーデン及び総合競技場へのネーミングライツ導入に向けて、5 月からネーミングライツ・パートナーの募集を開始し、7 月に開催した事前審査会及び選定委員会を経て、8 月にネーミングライツ・パートナーを三重交通グループホールディングス株式会社に決定しました。

④ 平成 26 年度末の県債残高を減少に転換（別表 1 番号 19）

平成 26 年 4 月の県債発行において、昨年度に引き続き 5 年以下の金利が低水準となっていたことから、5 年債を発行し、公債費の抑制を図りました。

⑤ 電子調達システムの機能改善・最適化（別表 1 番号 49）

新たな電子入札システム（物件分）の平成 27 年 3 月からの運用開始に向けて、新システムの構築作業を進めています。

2 年次計画に対する進捗状況

上半期経過時点（9 月末）では、12 のすべての具体的取組について、ほぼ年次計画どおり進捗している状況です。

下半期につきましても、引き続き適切な進行管理に努め、年次計画及びロードマップ（工程表）に基づき、着実な推進を図ります。

(2) 事業改善に向けた有識者懇話会での意見について

みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）における改善（ACT）機能の強化を図り、施策の目標達成に資するため、翌年度に向けた事業の見直しにあたり、事業マネジメントシートによる自己評価に加えて、外部有識者からの意見の聴き取りを実施する、「事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）」を開催しました。

1 懇話会の概要

県の事業展開が十分な成果につながっていないと考えられる施策（平成 26 年版成果レポートにおいて、進展度がCもしくはDとなっている施策で、昨年度に対象としたものを除く 2 施策）を構成する事務事業について、ご意見をいただきました。

* 対象施策及び有識者は別紙のとおり

(1) 有識者への事業説明（7月25日(金)）

対象となる施策を構成する事務事業について、その目的や事業概要を説明した。

(2) 有識者からの意見聴き取り（8月8日(金)）

有識者から施策の目標を達成するために必要な事業のあり方や事業の見直しなどについて意見をいただいた。（別表 2 参照）

2 外部有識者からの意見の活用

秋の政策協議において、有識者からの意見をふまえ、施策目標の達成に向けての、今後の事業展開などについて議論を行いました。

また、今後の当初予算議論において、事業の見直しを検討する際の参考として活用していきます。

3 今後の議会への報告

12 月上旬に当初予算要求状況の説明の中で、意見の当初予算要求への反映状況を報告します。

(別紙)

1 対象施策

(すべてC評価)

	施策 番号	施策名	所管部
1	212	男女共同参画の社会づくり	環境生活部
2	354	水資源の確保と土地の計画的な利用	地域連携部

* 242：競技スポーツの推進は平成25年度に対象としたため除いている。

2 外部有識者

	施策	職名	氏名
1		四日市大学総合政策学部 総合政策学科長 教授	こばやし けいたろう 小林 慶太郎
2		公認会計士（有限責任監査法人トーマツ）	みずの のぶかつ 水野 信勝
3		情報・システム研究機構 統計数理研究所 助教	ばく よすん 朴 堯星
4	212	東京未来大学モチベーション行動科学部 准教授	いしざか とくのり 石坂 督規
5	354	三重大学大学院 生物資源学研究科 教授	さかい としのり 酒井 俊典

(3) 個人住民税特別徴収加入促進について

1 取組の背景

三位一体改革の一環として、平成 19 年度に所得税（国税）から個人住民税（地方税）への税源移譲が行われた結果、個人住民税総額が増加し、それに伴って個人住民税の収入未済額も増加しました。

地方税法では、給与所得者に係る個人住民税は原則として特別徴収の方法によって徴収することとされているにも関わらず、平成 21 年度では、34%の給与所得者が普通徴収となっていました。普通徴収については、徴収率が特別徴収より 7.9 ポイント低くなっており（平成 21 年度）、収入未済が発生する一因となっていました。

このような状況を踏まえ、普通徴収となっている給与所得者について特別徴収への切り替えを促進し、徴収率の向上を図り、税収の確保に取り組んでいくこととしました。

※個人住民税の特別徴収制度とは

地方税法 321 条の 3 の規定に基づき、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引きし）、納入する制度です。

2 昨年度までの取組

平成 21 年度から三重県地方税収確保対策連絡会議内に「個人住民税特別徴収加入促進研究会」を設置し、県内全市町と連携して特別徴収の加入促進に取り組み、事業所及び関係団体への訪問、チラシの配付など、特別徴収に関する法令の周知を図ってきました。

また、平成 23 年度から、特別徴収義務者の指定の徹底についての課題や具体的手法について検討を開始しました。平成 24 年度には、平成 26 年度から県内全市町が特別徴収義務者の指定を徹底していくことを合意し、平成 25 年 10 月には県内全市町が一斉に指定予告通知書を発送しました。

3 平成26年度の状況について

平成 26 年 5 月から県内全市町において、法令に基づく個人住民税特別徴収義務者の指定の徹底を開始しました。

その結果、総務省が毎年集約している「課税状況調べ」の速報値では、三重県における給与所得者に占める特別徴収の割合は、**86.1%**となりました。

制度の周知に取り組んだ平成 21 年度から平成 25 年度までの 4 年間では、特別徴収の割合が 7.1 ポイント増加となりました。指定の徹底を開始した今年度は、昨年度比 13.0 ポイントの大幅な増加となり、平成 21 年度の取組開始時と比較すると 20.1 ポイントの増加となっています。

給与所得者のうち徴収方法別の割合・人数

	特別徴収	普通徴収
平成21年度 (取組開始)	66.0% 約47万人	34.0% 約24万人
平成25年度	73.1% 約50万4千人	26.9% 約18万5千人
平成26年度 (指定の徹底)	86.1% 約59万1千人	13.9% 約9万6千人

今回の指定徹底開始による影響額を平成26年度見込みで推計し、平成25年度決算と比較しますと、個人住民税ベースで約7億円、個人県民税ベースで約2.8億円の増収効果が見込まれます。

4 今後の対応

新たに指定した特別徴収義務者が滞納となった場合の対応等についても市町と情報共有をしながら、滞納が累積しないよう連携して取り組んでいきます。

また、特別徴収制度を浸透させるための広報や、事務手続きの統一の検討についても、「個人住民税特別徴収加入促進研究会」を中心に、引き続き全市町との連携を密にしながら取組を進め、個人住民税の滞納額を縮減し、税収の確保を図ってまいります。

2 法人県民税法人税割に係る超過課税の継続について

1 超過課税の制度概要

地方税法では、法人の県民税について、地方団体が通常採用すべき税率として標準税率を定めていますが、財政上その他の必要がある場合には、地方団体は、標準税率を超える税率により課税することができます(地方税法第1条第1項第5号)。こうした課税の制度を「超過課税」といいます。

また、地方団体は、公益上その他の必要がある場合に、一定の範囲を限って、一般の税率と異なる低い税率により課税する「不均一課税」を行うことができます(地方税法第6条第2項)。

三重県では、昭和50年度に法人県民税の法人税割について超過課税を制定し、あわせて、資本金の額などの一定の基準を満たす中小法人について、不均一課税を実施しています。

(1) 現行の超過課税の内容

税 率	4.0% (標準税率は3.2%) (平成26年9月30日以前に開始する事業年度分は5.8% (標準税率は5.0%))
対象法人	①資本金額(出資金額)が1億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社を含む) ②法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える法人
適用期限	平成27年12月31日までの間に終了する事業年度

※資本金の額などの一定の基準を満たす中小法人については、標準税率を適用。

(2) 超過課税に関する税収額

(単位：百万円、端数四捨五入)

年 度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
法人県民税(法人税割)	4,968	7,328	7,768	7,578	7,545	8,224
うち超過課税	612	942	1,008	967	973	1,063

※平成24年度までは決算額。平成25年度は決算見込額。平成26年度は当初予算額。

2 超過課税の使途

超過課税で得られた税収は、超過課税を充当する基金を設け、その基金を通じて歳出事業を実施する形で、使途を限定しています。

(1) 基金の目的や主な成果等

基金名	配分率と目的	主な成果
三重県福祉基金	35% (昭和 50 年度制定時から充当) 高齢者等の保健福祉の向上を図るための事業の財源として活用	社会福祉施設等の計画的整備や医師確保対策事業などに活用することにより、高齢者・障がい者等支援、次世代育成支援、医師確保対策など保健福祉の向上を図ることができました。
三重県中小企業振興基金	30% (昭和 60 年度改正から充当) 中小企業の振興を図るための事業の財源として活用	中小企業者の資金調達の円滑化や経営支援などに活用することにより、県内中小企業や小規模事業者の振興を図ることができました。
三重県体育スポーツ振興基金	25% (昭和 60 年度改正から充当) 体育・スポーツの普及振興を図るための事業の財源として活用	県内トップアスリートの育成・強化や、中学・高校運動部活動への支援、県営鈴鹿スポーツガーデン等の整備等に活用することにより、体育・スポーツの普及振興を図ることができました。
三重県環境保全基金	10% (平成 11 年度改正から充当) 廃棄物の適正な処理の推進に関する事業の財源として活用	「ごみゼロ社会」実現プランや普及啓発などに活用することにより、廃棄物の適正な処理・3R の推進を図ることができました。

※平成 21 年度の見直し時に、配分率については、平成 22 年度から経済情勢が回復するまでの間、中小企業振興対策として、超過課税収入の一定額を中小企業振興基金に優先配分を行い、その残余を従来の配分割合(福祉基金 35%、中小企業振興基金 30%、体育スポーツ振興基金 25%、環境保全基金 10%)により配分することとした。平成 26 年度当初予算まで、この配分方法によって配分している。

(2) 過去 5 年間 (平成 21 年度～平成 25 年度) の基金歳出の状況

(単位：百万円)

基金名	歳出額
三重県福祉基金	1,984
三重県中小企業振興基金	2,699
三重県体育スポーツ振興基金	1,580
三重県環境保全基金	316

(注) 上記の歳出額は、超過課税充当分のみ。

3 商工関係団体等からの意見について

本年 9 月に、三重県商工会議所連合会、三重県商工会連合会、三重県中小企業団体中央会、三重県経営者協会、三重県法人会連合会及び中部経済連合会に対し、超過課税の継続について説明を行ったところ、

① 中小企業振興基金への配分を増やしてほしい。

② 企業の負担による事業であることを広報してほしい。

などのご意見をいただきました。

4 今後の進め方

(1) 超過課税の継続について

極めて深刻な財政状況の中、超過課税の財政上の必要性は継続していることから、現行税率（0.8％）のまま、超過課税を継続したいと考えています。

現行の県税条例においては、超過課税は平成 27 年 12 月 31 日までの間に終了する事業年度までの適用とされており、平成 27 年 1 月 2 日以降に事業年度が開始する法人について超過課税の制度を継続していくには、平成 26 年中に三重県県税条例を一部改正する必要があります。

(2) 使途の見直しについて

中小企業・小規模企業振興条例の制定なども踏まえ、平成 21 年度の見直し時から時限措置として実施してきた中小企業振興基金への優先配分を恒久化するため、配分率を見直していきたいと考えています。

具体的には、優先配分に代え、中小企業振興基金への配分率を 4％引き上げることとし、この引き上げ分は、これまでの活用実績や基金残高の状況などから、環境保全基金への配分率を 4％引き下げることに対応したいと考えています。

基金名	現在の配分率		見直し後の配分率
	本来の配分率	H26 当初予算での 実際の配分率 (優先配分あり)	
三重県福祉基金	35%	33%	35%
三重県中小企業振興基金	30%	33%	34%
三重県体育スポーツ振興基金	25%	24%	25%
三重県環境保全基金	10%	10%	6%

以上について、今後、商工関係団体等に対してご理解を求め、11 月定例会に三重県県税条例の一部を改正する条例案を提出したいと考えています。

◇全国における実施状況

実施状況	団体名	
	標準税率への上乗せ分	
実 施	0.8%	三重県を含む 44 道府県
	1.0%	東京都、大阪府
実施せず		静岡県（法人事業税の超過課税を実施）

【参考】法人事業税における超過課税実施状況

実施状況	団体名	
	適用税率	
実 施	標準税率の 5%増し	宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県
	標準税率の 3%増し	愛知県

(参考)法人県民税超過課税の活用状況一覧(平成21年度～25年度)

◎三重県福祉基金						(単位:百万円)
区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
積立額	233	218	432	301	334	1,519
取崩額	699	218	432	301	334	1,984
基金残高	0	0	0	0	0	
実施した主な事業						
・高齢者福祉施設整備費利子補給補助金(H21～25:92,999千円)						
・障がい者の地域移行受け皿整備事業費(H21～25:135,163千円) (旧:障がい者居住支援事業費)						
・福祉活動指導員設置費補助金(H21～25:121,037千円)						
・医師確保対策事業費(医師修学資金)(H21～25:689,111千円)						

◎三重県中小企業振興基金						(単位:百万円)
区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
積立額	206	240	422	506	340	1,714
取崩額	613	542	448	563	532	2,699
基金残高	1,251	949	923	866	674	
実施した主な事業						
・中小企業金融対策事業費(H21～25:1,085,421千円)						
・小規模事業者等支援事業費補助金(H21～25:161,083千円)						
・中小企業支援センター事業費補助金(H21～25:449,829千円)						
・ものづくり技術高度化支援事業費(H24～25:160,222千円)						
・地域資源活用型産業活性化支援事業費(H22～23:57,754千円)						

◎三重県体育スポーツ振興基金						(単位:百万円)
区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
積立額	168	157	310	213	239	1,086
取崩額	337	88	383	382	390	1,580
基金残高	484	553	480	311	160	
実施した主な事業						
・みえのスポーツ強化事業費(H21～25:355,204千円) (旧:トップアスリート養成事業費)						
・運動部活動支援事業費(H21～25:580,841千円)						
・県営鈴鹿スポーツガーデン事業費(H21:40,302千円)						

◎三重県環境保全基金						(単位:百万円)
区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
積立額	67	63	124	85	96	434
取崩額	109	69	48	40	50	316
基金残高	145	139	215	260	306	
実施した主な事業						
・「ごみゼロ社会」実現推進事業費(H21～25:49,652千円) ・PCB廃棄物処理基金支出金(H21～25:123,250千円) ・認定リサイクル製品普及等事業費(H21～25:5,677千円)						

◎4基金の合計						(単位:百万円)
区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
積立額	674	678	1,288	1,105	1,009	4,753
取崩額	1,758	917	1,311	1,286	1,306	6,759
基金残高	1,880	1,641	1,618	1,437	1,140	

※ 基金の積立額等は百万円単位で、四捨五入した関係上、合計が合わない場合があります。
 ※ 各年度の数値は決算額です。

3 平成26年人事院勧告の概要について

1 要旨

人事院は平成26年8月7日(木)、国会と内閣に対して国家公務員の給与及び公務員人事管理について報告し、併せて、給与の改定について勧告しました。

月例給及びボーナスを7年ぶりに上げるとともに、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを行う内容となっています。

2 内容

(1) 民間給与との較差等に基づく給与改定

〔月例給〕 本年4月の民間給与が国家公務員の給与を1,090円(0.27%)上回ることから、初任給・若年層を重点に俸給表(月例給)を上げ

〔ボーナス〕 民間の年間支給割合(4.12月)に見合うよう、勤勉手当の支給月数を0.15月分引上げ(1.35月分→1.50月分)
(期末・勤勉手当の年間支給月数3.95月→4.10月)

〔実施時期〕 平成26年4月1日(勤勉手当については法律の公布日)

(2) 給与制度の総合的見直し

次の課題に対応するため、俸給表、諸手当の在り方を含む給与制度の見直しを勧告

- ・民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための見直し
- ・官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の給与水準の見直し
- ・公務組織の特性、円滑な人事運用の要請等を踏まえた諸手当の見直し

① 主な見直し

〔俸給表〕

- ・民間賃金の低い地域における官民の給与差を踏まえ、平均2%引下げ
- ・50歳代後半層における官民の給与差を考慮して、3級以上の高位号俸は最大4%程度引下げ

〔地域手当〕

- ・俸給表水準の引下げに伴い、地域手当の支給割合を見直し

(参考) 県内支給地域及び割合(%)

鈴鹿市 10→12、四日市市 6→10、津市 6→6、桑名市 3→6
亀山市 0→6、名張市・伊賀市 3→3

② 実施時期等

- ・俸給表は平成27年4月1日に切替え
- ・俸給表引下げにかかる経過措置(3年間の現給保障)
- ・地域手当の支給割合は平成30年4月までに段階的に引上げ

3 本県の対応

県職員については、10月中旬に予定される県人事委員会の勧告を踏まえ、適切に対応していきます。

4 審議会等の審議状況について

(平成26年6月3日～平成26年9月15日)

(1) 三重県公益認定等審議会

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会
2 開催年月日	平成26年7月1日
3 委員	会長 澤田 博 委員 伊藤 庄吉 ほか3名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	・ 会長の選任等について、会長に澤田委員、会長代理に伊藤委員を選任した。 ・ 諸報告及び今年度の審議会の予定について確認をした。
6 備考	次回開催日：平成26年12月2日

(2) 三重県公務災害補償等認定委員会

1 審議会等の名称	三重県公務災害補償等認定委員会
2 開催年月日	平成26年7月7日
3 委員	委員長 内田 典夫 委員 中村 真潮 ほか3名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成25年度県・市・町・一部事務組合の非常勤職員に係る軽易な事案（42件）の処理状況について、報告し了承された。
6 備考	次回開催予定 未定